



山形県公報

平成30年2月1日(木)

号 外 (1)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (林業振興課) … 1

告 示

山形県告示第75号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	318.43
相沢川	118.53
田川	553.86
五十川～鼠ヶ関川	90.88
鮭川	635.39
小国川	371.35
銅山川～角川	414.40
北村山	457.11
寒河江川	230.97
月布川～朝日川	82.80
山形	295.86
白川	410.42
荒川	390.90
置賜	539.03
前川	19.29
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.43
田川	357.08
五十川～鼠ヶ関川	143.90
鮭川	47.56
小国川	42.85
銅山川～角川	32.68
北村山	427.86
寒河江川	63.02

